

剣道・居合道および杖道教士称号審査会要項

1. 受審資格

錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年11月30日以前に取得）した者。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条2項の資格を有する者。なお、講習会の有効期間3年は、平成29年7月以降とする。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会が中止となったため、指導者講習会は2回以上とする。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日令和2年11月24日とする。

※全剣連社会体育指導員上級取得者は小論文を免除する。

2. 申込方法

受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、パソコン不可、顔写真貼付）に講習手帳を添え、加盟団体へ申込むこと。加盟団体は、受審希望者の受審申請書と講習手帳を取りまとめ候補者推薦書（一表）を添付して10月5日（月）までに東京都剣道連盟に申込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。〒105-0004 港区新橋4-24-2 TEL 5405-2166

3. 小論文

(1)課題 剣道の課題「剣道指導者としてのあり方」、居合道の課題「称号（教士）としての指導への取り組みについて」、杖道の課題「称号（教士）としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

※再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。

(2)字数 800字以上1,200字以内

(3)用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～3行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホッチキスで止めること。

(4)提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号教士受審」・「居合道称号教士受審」・「杖道称号教士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記のうえ封印すること。

4. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、上記のとおり課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

5. 選考料

1人 2,200円（消費税含む）

6. 審査料

16,500円（全剣連分11,000円、東剣連分5,500円）消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦委員会では不合格になった者には返金する。

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の都道府県剣道連盟に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」令和3年1月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

剣道・居合道および杖道錬士称号審査会要項

1. 受審資格

(1)六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和元年11月30日以前に取得）した者。

(2)五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成22年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段位審査規則第11条2項による特例）。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条2項の資格を有する者。なお、講習会の有効期間3年は、平成29年7月以降とする。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会および大会が中止となったため、審判講習会は2回以上、審判歴は3回以上とする。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日令和2年11月24日とする。

※全剣連社会体育指導員中級取得者は小論文提出を免除する。

2. 申込方法

受審希望者は、所定の錬士受審申請書と小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）に講習手帳を添え、加盟団体へ申込むこと。

加盟団体は、受審希望者の受審申請書と小論文および講習手帳を取りまとめ候補者推薦書（一表）を添付して10月5日（月）までに東京都剣道連盟に申込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。 〒105-0004 港区新橋4-24-2 TEL 5405-2166

3. 小論文

(1)課題 剣道・居合道・杖道共に平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道・居合道・杖道修業について述べなさい。

(2)字数 400字以上800字以内

(3)用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること。（凡例参照）

(4)提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」・「居合道称号錬士受審」・「杖道称号錬士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記のうえ封印すること。

4. 審査の方法

(1)小論文の審査

全剣連は小論文について、課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道・居合道・杖道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2)審査会による審査

全剣連は小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

5. 選考料

1人 2,200円（消費税含む）

6. 審査料

13,200円（全剣連分7,700円、東剣連分5,500円）消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦委員会では不合格になった者には返金する。

7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の都道府県剣道連盟に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」令和3年1月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に合格者の氏名を掲載する。

8. 個人情報保護法への対応

以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

西東京剣道連盟称号候補者推薦内規

【令和2年11月称号審査：参考配付】

本内規については現行どおり変更はありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置として受審資格が緩和されています。

西東京剣道連盟においても、本年度の合同稽古会をすべて中止としているため、合同稽古会3年で5回以上の資格基準の適用は行いません。

1 受審資格

(1) 東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規定および実施要項

第21条第2項の資格を有する者。

前項の資格(第21条第2項)は次による

錬士…東京都剣道連盟が認める審判講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の主催する大会において5回以上の審判歴を有する者

教士…東京都剣道連盟が認める指導者講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の認める指導場所において週1回、1年以上の指導歴を有する者

(2) 西東京剣道連盟において剣道錬士・教士称号の推薦条件について

西東京剣道連盟の登録会員であって、次の条件を満たしている者。

① 剣道の指導的立場にあり、社会的見識を持つ者

② 西東京剣道連盟の活動に貢献している者

[合同稽古会3年で5回以上 各行事への参加・協力]

③ 受審資格の東京都剣道連盟が認める審判・指導者講習会3回以上の受講については、東京都剣道連盟、西東京剣道連盟の共催する講習会の受講を原則とする。

(やむを得ず他団体で受講するときは、西東京剣道連盟事務局を通じて申し込むこと)

※西東京剣道連盟では対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ推薦条件、受審資格、実施要領に該当すると認められた者について東京都剣道連盟へ推薦する。

2 実施要領

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 加盟団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受けている者

(2) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 全剣連または加盟団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受け、かつ剣道の指導および審判の経験を有する者

※23年度より、中級上級ともに、認定者ならびに認定の条件を充たした者について、「全剣連社会体育指導員(上級)認定者は剣道称号「教士」筆記試験の免除、「全剣連社会体育指導員(中級)認定者は剣道称号「錬士」の小論文提出免除の対象者とする。(写添付)